## 移動式クレーン作業計画書

作業所

打合せ日	平成	年	月	月
作 業 日	亚战	年	月	H

統責者	元方管理者	担	当	者	

機種	油圧式TC クローラC	機械式TC クローラータワーC	ラフターC	その作	車両積載型C 也(	)	性能	t吊
クレーン所	有会社名				運転者名			

作 業 計 画 ※運転者·作業責任者·玉掛責任者·玉掛者 玉外者・合図者は本人の直筆サインで記入のこと。

		A			В		С							
作業予定時間	8 10	12 2	4 6 8	8 10	12 2	4 6 8	8 10	12 2 4	6 8					
使用会社名														
作業場所														
作 業 内 容														
作業条件	必要な作業半径	M	の重量 t	必要な作業主	¥径 n	市荷の重量	t 必要な作業半径	M 荷(	の重量 t					
	必要な高さ		m	必要な高さ		m	必要な高さ		m					
移動式クレーンの	可能な作業半径	え そのる m 定格	<u>∸</u> きの 5重 t	可能な作業	半径 m ぞ	·のときの ?格荷重	t 可能な作業半径	<sub>エ m</sub> そのと m 定格着	きの t m					
能力	ブームの長さ	m+ ジブ0	m ちみC	ブームの長さ	m+ ジ	ブの長さ m	ブームの長さ	m+ ジブの	長さ m					
玉掛ワイヤー	ワイヤー径	<u>z</u>	m/m	ワイヤー	·径	m/m	ワイヤー径	2	m/m					
上田フィイ	長さ	m,	本	長さ	m,	本	長さ	m,	本					
作業責任者														
玉掛作業責任者									:					
玉掛者(玉掛け)														
玉掛者(玉外し)														
合 図 者														
合図の方法	手合図	無線	笛	手合図	無緩	笛	手合図	無線	笛					
地形	平 地	傾	斜地	平 地	-	傾斜地	平 地	傾	斜地					
地 盤 強 度	堅固	普通	軟弱	堅固	普通	軟弱	堅固	普通	軟弱					
地盤の養生方法	皿板	サドル	敷鉄板	皿板	サドノ	レ 敷鉄板	皿板	サドル	敷鉄板					
地盤の食工が石	地盤改良	: 良	質盛土	地盤改	:良	良質盛土	地盤改良	良	質盛土					
アウトリガー		対		不可	対			対						
最大張り出し	可	策		可	策		可	策						
吊荷下への	バリケート	· □	ープ	バリケー	ード	ロープ	バリケート	: П-	ープ					
立入禁止措置	見張人	カ	ラーコーン	見張人	-	カラーコーン	見張人	カ	ラーコーン					
架空線接近		対策		有り 無し	対 策			対 策						
T. 4	•			-			-							

オ	チ A	エッ B	ァク C	確認事項
<u>~</u>				資格証・免許証は携帯しているか
V				作業方法・作業内容を理解したか
<u> </u>				玉掛方法・合図方法を理解したか
タ 確				当該機械の能力で安全作業できるか
認				アウトリガーを最大張り出しにしたか
事				安全装置は正常に作動するか
項				旋回範囲内立入禁止措置はよいか
				作業前の始業点検をしたか

## 【運用方法】

- 1. 1台毎、使用日毎に実施する。
- 2. 経路は「元請担当者」→「作業責任者」→「オペレータ」→「元 請担当者」とする。
- 3. 使用業者の責任者は、計画内容を記入したうえでオペレータ ーと打合すること。
- 4. 作業計画を変更する時に、元請担当者に申し出るとともに、 再度打合せを行うこと。

(作業場所と連行経路図) 重要なポイントは赤で記入する。 カーン設置場所、作業半径、旋回方向、組合せ専両、立入禁止区面、集空電線、増設物位置、積荷跨ろし位置、玉掛責任者、玉掛者、玉外者、台図者等を配入							С									В									Α	業者 ン	引作	共同サ
70~7度 番所、作業千度、原因力的、配合で本時、上入新正位館、完工管館、場合でおした。 (名) 日本			<b>5</b> 713		<b>.</b>	·	· · ·	4	<b>**</b> Fr =	T##		土曜ヶ												軍行	折とi	<b>Ě場</b>	作業	
			配入	3 寺で	百凶1	沙伯、	14、3	i, <u>x</u> #	真性4	、五齊	ンは国	可味つ	里、横1	[神]	R、埋む	生电板	画、宋.	KIEK	<u> </u>	<b>事啊、</b>	MAC	力 IPJ、1	、爬凹	表于1 <u>年</u>	7T、TF∄	(道)場片	レーンお	
	+																											
		<u> </u>																										
		<u> </u>																										
																			/a/ . ■			~ ~	h→ p→		- >, I		-l-v	<b>7</b>

機械が転倒するおそれのある場所・労働省令で定める場所において、作業をおこなうときは、元方事 |安衛法 第29条の2 業者として関係請負人に対し、関係請負人が危険防止措置を適切に講ぜられるよう、技術上の指導

するとともに、危険防止に必要な資材の提供や関係請負人と共同して、危険防止の措置を講じなけ ればならない。

法第29条の2の労働省令で定める場所とは、「機械が転倒する場所」であり、対象機械は、「移動式ク 安衛則 第634条の2 レーン」「基礎工事用機械」である。

安衛法 第30条の五項

(安衛則638条の3) (安衛則638条の4) 特定元方事業者は、作業の工程、作業に使用する機械・設備等の計画を作成することともに、関係 請負人が作成した作業計画が、特定元方の計画と適合しているか、確認と指導をしなければならない 。(機体重量3t以上の車両系建設機械、吊上げ荷重げ荷重3t以上の移動式クレーン)

移動式クレーンは、作業方法・転倒防止措置、作業員の配置が定められているか確認する